

かけはし

2021
7.1
No.778

く
さ
の
情
報
紙

広報ほんべつ ● 発行 本別町 ● 編集 企画振興課広報電算担当
● 代表 0156-22-2141 ● 課直通 22-8121 ● FAX 22-3237
※本別町の電話・FAX番号の市外局番は、すべて0156です
● ホームページ <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

新型コロナウイルス感染症対応
地方創生臨時交付金活用事業

コロナに負けるな! 生活応援

いきいき商品券を販売します!
**プレミアム率30%! 5,000セット
限定!**

本別町商工会では、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策として、商店街の活性化・消費喚起を図るため、北海道と町の助成を受け「いきいき商品券」を販売します。ぜひご利用ください。

価格 1セット **10,000円** **1世帯5セットまでの販売**



500円の商品券16枚=8,000円分
5,000円がチャージされたゆうゆうプリペイドカード
計13,000円分になります!

※予約申込多数の場合、購入できるセット数に変更になる場合があります

- | | |
|---------|---|
| 購入対象者 | 本別町に住所を有する世帯主 |
| 予約申込期間 | 7月1日(木)～7月8日(木) 必着
広報ほんべつ7月号折り込みチラシに添付のいきいき商品券購入申込書(ハガキ)に氏名・住所・電話番号・希望セット数を記入の上、投函願います ※電話・FAX不可 |
| 購入方法 | 申し込みのあった世帯に商工会より商品券購入通知書が送付されますので、必ず持参して下記の日時・場所で購入してください。なお、商品券購入通知書があれば本人以外でも購入できます |
| 販売日時 | 7月28日(水)～7月30日(金) 午前10時～午後4時 |
| 販売場所 | 町体育館(北2丁目) |
| 商品券有効期間 | 7月28日(水)～11月30日(火) |
| 商品券取扱店 | 本別町内のお店および事業所(ポスター掲示事業所)
※ゆうゆうプリペイドカードについては、ポイントカード加盟店で利用できます |
| その他 | 商品券の販売は現金での取り扱いのみです。領収書は発行しません |

問い合わせ 本別町商工会 ☎ 22-2529

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）について

町では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、北海道の緊急事態措置に伴う営業時間短縮等に取り組んだ町内事業者へ支援金を交付します。

▶対象者

次のいずれも該当する者

- ・道の「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」の交付決定を受けた町内の飲食店等を営む者
 - ・町税等を完納している者
- ※税の猶予等の措置がされている場合は除く

▶支援金額 一事業者10万円

▶申請方法

次の書類等を下記の担当まで持参してください

- ・道の「緊急事態措置協力支援金（飲食店等）」の交付決定書の写し

・印鑑

・預金通帳

▶申請期限 10月29日（金）

▶申請および問い合わせ

企画振興課商工観光・元気まち担当

☎ 22-8121

SDGsを体験しよう！

カードゲーム「2030 SDGs（ニゼロサンゼロエスディーズ）」体験事業を開催します

SDGsとは、国連加盟国が2016年から2030年までの15年間で達成するために掲げた目標で、17の大きな目標と169のターゲットで構成されています。町では、本別高校教諭であり、SDGsカードゲームファシリテーターの田原泰先生を講師に迎え、カードゲームを通じてSDGsを身近に感じてもらうための体験事業を開催します。

▶と き 7月17日（土）

午後1時～午後3時30分

▶と ころ 中央公民館大ホール

▶対 象 SDGsに興味がある人

▶定 員 20人

※定員になり次第、締め切ります

▶参加料 無料

▶受付期間 7月1日（木）～7月16日（金）

▶申し込みおよび問い合わせ

中央公民館内社会教育担当

☎ 22-5111

町国保病院からのお知らせ

7月1日～15日の診療予定

☎ 22-2025

ホームページ (<http://www.honbetsu-kokuho-hp.jp/>)

受付・診療時間		午前							午後					夜間	当分の間休診		
		受付 8:00～11:30 診療 8:45～12:00 (医師の診療は9:00～)							受付 11:45～16:30 (◎16:00まで) 診療 13:30～17:15								
日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
診療科		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
内科	午前	高橋	武田	休診	休診	武田	高橋	草野	高橋	武田	休診	休診	武田	高橋	草野	高橋	
	午後	-	-			高橋	-	武田	-	草野◎			高橋	-	武田	-	高橋
外科	午前	山下	一条	休診	休診	一条	-	-	-	一条	休診	休診	一条	山下	-	山下	
	午後	一条	山下◎			-	一条	-	一条	-			-	-	-	-	-

※新型コロナワクチン接種業務のため、外来診療の午後の一部および夜間外来を休診します

眼科 要予約	午後	受付 11:45～16:00 診療 13:30～17:15	1日(木) 9日(金) 15日(木)
	午前	受付 8:00～11:30 診療 8:45～12:00	15日(木)
小児科 受付終了時間までにお越しください	午後	受付 11:45～15:30 診療 13:30～16:00	
	熱外来 電話でのみ受付します 受診前に必ず連絡をいただき、ご案内の時間にご来院ください	午後	診療 14:00～15:30 (☎受付は14:00まで)
夜間		診療 21:00～22:00 (☎受付は21:00まで)	
整形外科	午前	受付 8:00～11:30 診療 9:30～12:00	7日(水) 14日(水)
脳神経外科 初診時以外(2回目以降)は要予約	次回は7月21日(水)午後予定		
皮膚科 要予約	午後	受付 11:45～15:30 診療 13:30～16:00	13日(火)
※皮膚科外来は予約時間までにお越しください			
泌尿器科	午後	受付 11:45～16:30 診療 13:30～17:15	2日(金)
ものわすれ外来 要予約	お問い合わせください		

■都合により診療予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。最新の情報は当院ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。
■毎月第4金曜日午前の内科外来は奥村久医師が担当します。診療日は変更になる場合もあります

第50回本別町音楽祭に出演しませんか

町文化協会では、第50回本別町音楽祭の出演者を募集しています。地域や職場、サークル等の音楽仲間や個人での出演も大歓迎です。皆さんの出演をお待ちしています。

- ▶と き 9月18日(土)
- ▶と ころ 中央公民館
- ▶申込期限 7月20日(火)
- ▶そ の 他 打ち合わせ会議を7月28日(水)に予定しています
- ▶申し込みおよび問い合わせ
中央公民館内文化振興担当
☎ 22-5111

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外分)が支給されます

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援する取り組みとして、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外分)が支給されます。

- ▶対象者
次の①および②に該当する人
①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する人
※令和3年4月から令和4年2月末までに生まれる(生まれた)新生児も対象
②令和3年度住民税(均等割)が非課税、または令和3年1月1日以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった人
- ▶支給額 児童1人当たり一律5万円
- ▶申請
○令和3年度住民税非課税の人
・令和3年4月分の児童手当(公務員を除く)、特別児童扶養手当を受給している場合
→申請不要。各手当の登録口座に振り込みます
・平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた児童および令和3年4月以降に生まれた児童を養育する場合
→申請が必要です
※それぞれ該当する人には、7月中にご案内します
- 収入が急変し住民税非課税相当の収入となった人
→申請が必要です
- ※申請書は町ホームページまたは子ども未来課窓口にあります
- ▶その他
詳しくは、厚生労働省ホームページまたは町ホームページをご覧ください
- ▶問い合わせ
子ども未来課 ☎ 22-8130

町内で起業や新製品開発を目指す皆さんを応援します!

町では、町内で新たに起業や新分野での事業展開、新製品開発を目指す人を応援するため、助成制度を設けています。

起業家等支援事業 奨励金限度額 300万円

- ・町内に新しい飲食店・美容室などを開きたい!
- ・すでに経営している会社で、新たにサービス分野の事業を始めたい! など

新製品等開発支援事業 奨励金限度額 30万円

- ・本別、十勝、北海道の新鮮な農畜産物を使い、新商品を作りたい!
- ・本別をイメージしたデザインの雑貨を作り、販売したい! など

※対象経費には、製品のデザイン費用や型などの製作費用も含むことができます

※いずれも奨励金は対象経費の2分の1以内

●募集期間 8月13日(金)まで

- 対象者
・本別町に居住または事業開始までに居住する人
・3年間以上の事業継続が見込まれる人
・町税等を滞納していない人。転入者の場合は、現在居住地の市町村税等を滞納していない人
- そ の 他 奨励金の交付は、事業計画の審査・認定後に決定します。申請方法等詳しくは、お問い合わせください

問い合わせ 企画振興課商工観光・元気まち担当

☎ 22-8121

町民水泳プールでの授業がスタートします

町内3小学校の児童が、授業のため次の期間に町民水泳プールを使用します。授業時間中は、第6コースが一般開放コースとなります。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶授業利用時間

- ・1学期
7月1日(木)～7月21日(水)
月～金曜日 午前10時～午後3時30分
- ・2学期
8月17日(火)～9月10日(金)
月～金曜日 午前10時～午後3時30分

※期間中であっても授業がない場合は、第6コース以外も一般開放しています。詳しい授業時間はお問い合わせください

▶問い合わせ

教育委員会学校教育担当 ☎ 22-2331
町民水泳プール ☎ 22-3093

第71回"社会を明るくする運動"

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～にご協力を

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。毎年7月を強調月間として街頭啓発活動等を実施しており、今年は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら運動を実施しますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ

社会を明るくする運動本別町実施委員会事務局
保健福祉課（総合ケアセンター内）

☎ 22-8520

医療費を助成しています

町では、北海道からの補助を受け、次の対象者に医療費の助成を行っています。受給資格があり、受給者証をお持ちでない人は申請をしてください。なお、重度医療、ひとり親医療には所得制限があります。

※（ ）内は助成区分

【乳幼児等医療】

0歳から18歳に達した年度の末日までの子（通院・入院）

【重度心身障がい者医療】

○身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている人（通院・入院）

※3級は内部障がいなどの一部

○療育手帳Aの交付を受けている人（通院・入院）

○精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人（通院）

【ひとり親家庭等医療】

○18歳に達した年度の末日までの子または20歳未満の未就労の子を扶養している配偶者のいない親とその子（親は入院のみ、子は通院・入院）

○両親の死亡等によりほかの家庭に扶養されている20歳未満の子（通院・入院）

8月は受給者証が更新になります

すでに受給者証の交付を受けている人は、現在お持ちの受給者証が令和3年7月31日で有効期間満了となり、8月以降は使用できなくなります。新しい受給者証は7月下旬にご自宅へ郵送しますので、8月になりましたら現在お持ちの受給者証を廃棄し、新しい受給者証をご使用ください。なお、新しい受給者証の有効期限は令和4年7月31日です。

▶問い合わせ 住民課国民健康保険担当

☎ 22-8128

国民健康保険の保険証が更新になります

国民健康保険の保険証（被保険者証）は1年ごとに更新となります。現在お持ちの保険証は、令和3年7月31日で有効期間満了となり、8月以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月中旬に、簡易書留郵便でご自宅へ郵送します。役場や勇足・仙美里出張所での交換ではありませんのでご注意ください。

8月になりましたら、現在お持ちの緑色の保険証を破棄し、新しい桃色の保険証をご使用ください。なお、新しい保険証の有効期限は令和4年7月31日です。

国民健康保険の脱退（資格喪失）手続きはお済みですか

就職による社会保険の加入や転出して他の市町村の国民健康保険に加入した場合、本別町の国民健康保険の脱退（資格喪失）手続きが必要となります。手続きをしないと、健康保険に二重加入していることとなり、必要のない国民健康保険税が発生しますので、必ず脱退手続きをしてください。

▶手続きに必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・現在加入している健康保険証（コピー可）
- ・印鑑

▶問い合わせ 住民課国民健康保険担当

☎ 22-8128

第48回農大祭一般公開中止のお知らせ

北海道立農業大学校では、例年7月上旬に開催している農大祭の一般公開について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することとしました。なお、研究課程加工品（アイスクリーム、ソーセージ、チーズ）は「道の駅ステラ★ほんべつ」での販売を予定しています。

▶問い合わせ

農業大学校教務課 ☎ 24-2122

第78回本高祭一般公開中止のお知らせ

本別高校では、7月10、11両日に開催する本高祭の一般公開について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止することとしましたのでお知らせいたします。

▶問い合わせ

本別高校 ☎ 22-2052

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆保険証が新しくなります

8月からは、黄緑色の保険証をご使用ください

現在お持ちの保険証（被保険者証）は、7月31日で有効期間満了となるため、8月以降は使用できなくなります。新しい保険証は7月中旬に簡易書留郵便でご自宅へ郵送します。8月になりましたら、現在お持ちの水色の保険証を破棄し、黄緑色の保険証をご使用ください。新しい保険証の有効期限は、令和4年7月31日です。



◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、

限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

8月からは、だいたい色の減額認定証、限度証（以下、認定証）をご使用ください

現在お持ちの認定証は、保険証と同様に7月31日で有効期間満了となります。8月以降も継続して該当となる人には、新しい認定証を保険証と一緒に郵送します。8月になりましたら、現在お持ちの黄色の認定証を破棄し、だいたい色の認定証をご使用ください。新しい認定証の有効期限は令和4年7月31日です。新たに必要となる人は、下記の条件に該当することをご確認のうえ、住民課国民健康保険担当で手続きをしてください。



減額認定証の交付対象

区分 II	世帯全員が住民税非課税で区分 I に該当しない人
区分 I	世帯全員が住民税非課税である人のうち、次のいずれかに該当する人 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の所得が0円の人 →公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の人 ・老齢福祉年金を受給している人



限度証の交付対象

現役並み III	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その同一世帯にいる被保険者
現役並み II	現役並み III に該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その同一世帯にいる被保険者
現役並み I	現役並み III・II に該当しない3割負担の被保険者と、その同一世帯にいる被保険者

◆保険料の納付方法について

保険料を年金から天引きで納付している場合、口座振替による納付方法に変更できます。変更を希望される人は、住民課国民健康保険担当窓口で手続きをしてください。

▶手続きに必要なもの

- ・被保険者本人の保険証
- ・振替口座の預金通帳とお届け印

◆医療費通知を全受診者へ送付します

医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、全受診者にお送りします。発行月は、令和4年1月と2月の年2回です。

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
 住民課国民健康保険担当 ☎ 22-8128

本別町長選挙の告示日は8月23日(月)、

投票できる人

- 本町に引き続き3カ月以上住所を有し、平成15年8月29日以前に生まれた次の人
- ①令和3年8月22日現在で選挙人名簿に登録されている人
 - ②令和3年5月22日以前に本町に転入の届け出をしてから3カ月以上経過した人

転出を予定している人は期日前投票（8月24日～27日）をご利用ください

8月24日～27日に転出する人は、転出前に期日前投票ができます。ただし、8月23日に転出する人は選挙人名簿に登録されていても、期日前投票期間前のため投票できませんのでご注意ください。

投票所の入場券は世帯主宛てに郵送します

本別町長選挙の投票所の入場券は、8月23日ごろまでに各家庭の世帯主宛てに郵送します。
この入場券は、1枚に2人まで選挙人が記載されています。
投票の際には、一人ひとり切り離して投票所にお持ちください。なお、紛失などにより入場券を持参されなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票することができますので、係員にお申し出ください。

文字が書けなくても投票できます

投票所で投票用紙を受け取る時に、文字が書けないことを申し出てください。手続きは簡単で、投票の秘密も守られます。

身体に重度の障がいのある人は、現住地で郵便による投票を行うことができます

以下の要件に該当する人は現住地で郵便による投票ができます。郵便等投票証明書が必要となりますので、事前に選挙管理委員会へ申請してください。手帳の記載では該当するかどうか分からない場合は、お問い合わせください。

▶ 証明書や投票用紙などの請求期限 8月24日(火)

▶ 郵便投票の要件

- ① 身体障害者手帳をお持ちで次に該当する人
 - ・ 両下肢、体幹の障がいにあつては1級または2級
 - ・ 心臓、じん臓、呼吸器などの障がいにあつては1級から3級
- ② 戦傷病者手帳をお持ちで次に該当する人
 - ・ 両下肢、体幹の障がいにあつては特別項症から第2項症
 - ・ 心臓、じん臓、呼吸器などの障がいにあつては特別項症から第3項症
- ③ 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態が要介護5と記載されている人

期日前投票制度をご利用ください

投票日に仕事や用務（冠婚葬祭、旅行、出産予定等）などの予定がある人は、宣誓書を提出することにより期日前投票ができます。

宣誓書は期日前投票所に備え付けています。また、ホームページからダウンロードも可能です。

投票の期間 **8月24日(火)～8月27日(金)**
午前8時30分～午後8時

投票場所 **町体育館(北2丁目)研修室**

※車いすなどをご使用の人は、体育館正面玄関スロープをご活用ください

大事な投票、忘れずに!



投票日は8月28日(土)です

投票時間と投票所 投票時間は 午前7時から午後7時まで(一部を除く)

本別町選挙管理委員会では、本別町で行われる選挙の投票時間を一部を除き午前7時から午後7時までとしています。なお、第7、第10、第11、第12投票所は午後4時で終了しますので、ご注意ください(投票入場券に記載)。

投票日当日は、入場券に記載してある投票所で投票してください。もし、間違えて別の投票所に行った場合、選挙人名簿が違いますので、その投票所では投票できません。

投票区	投票場所	投票時間
第1投票区	町体育館 (北2丁目)	午前7時～午後7時
第2投票区	健康管理センター (清流町)	午前7時～午後7時
第3投票区	ふれあい交流館 (向陽町)	午前7時～午後7時
第4投票区	勇足地区公民館 (勇足元町)	午前7時～午後7時
第5投票区	仙美里地区公民館 (仙美里元町)	午前7時～午後7時
第6投票区	美里別地区公民館 (美里別東上)	午前7時～午後7時
第7投票区	新明台地区集会場 (新生)	午前7時～午後4時
第8投票区	美里別中地区集会場 (美里別西中)	午前7時～午後7時
第9投票区	西美里別地区農作業準備休憩施設 (負籠1)	午前7時～午後7時
第10投票区	美帯地区農作業準備休憩施設 (美蘭別)	午前7時～午後4時
第11投票区	押帯地区集会場 (押帯)	午前7時～午後4時
第12投票区	上押帯地区農作業準備休憩施設 (上押帯)	午前7時～午後4時
第13投票区	西仙美里地区集会場 (西仙美里)	午前7時～午後7時

※網の掛かった4カ所の投票所は、午後4時までの投票となります

指定病院等における不在者投票

町国保病院、町老人ホーム、アムニティ本別に入院・入所されている人は、施設内で投票ができます。日程等詳しくは、各施設にご確認ください。

立候補予定者(推薦届出予定者)説明会・事前審査会

本別町長選挙に立候補を予定される人(推薦届出予定者)を対象に、下記の日程で説明会および事前審査会を開催します。

【立候補予定者(推薦届出予定者)説明会】

- ▶とき 8月4日(水)午前9時～
- ▶ところ 町体育館中競技室
- ▶内容 立候補届けに関する注意事項と選挙運動にあたっての留意事項

【立候補予定者(推薦届出予定者)事前審査会】

- ▶とき 8月12日(木)午前9時～
- ▶ところ 町体育館中競技室
- ▶内容 立候補届け出書の事前審査



問い合わせ

不明な点がございましたら、お問い合わせください
本別町選挙管理委員会 ☎ 22-2141

申請により水道料金・下水道使用料の3分の1を補助することができます

町では福祉施策の一環として、次に該当する世帯へ水道料金および下水道使用料の基本料の3分の1を補助（減額）する制度を実施しています。

新たに補助を受けるには、世帯ごとに申請が必要ですので、建設水道課窓口で申請をお願いいたします。

▶補助の開始月 申請のあった翌月から

▶補助対象となる世帯

1. 生活保護法による世帯
2. 町民税が均等割のみの課税または非課税世帯（ただし、同一世帯に町民税の所得割が課税されている納税義務者のいる世帯は除きます）で、次のいずれかに該当する世帯
 - ①母子および父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯等
 - ②身体障害者福祉法施行規則に定める1・2級に該当する人がいる世帯
 - ③65歳以上の単身者世帯（1人暮らし）
 - ④世帯主が70歳以上の夫婦世帯（2人暮らし）

▶その他

- ・申請の際には、印鑑をお持ちください
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人は、手帳も持参してください
- ・すでに該当になっている世帯で世帯構成等に異動があった場合は、速やかに申し出てください

▶申請および問い合わせ

建設水道課管理担当 ☎ 22-8122

第94回全国安全週間が

持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場

をスローガンに7月1日から7月7日まで実施されます。

十勝では、各産業において今季の作業が始まっております。これから繁忙期を迎えようとしております。事業者が労働者の協力の下に、事業場での自主的な安全衛生管理を推進するとともに、地域全体として「これ以上、十勝から死亡労働災害を発生させない」という決意の下、労働災害防止の対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

その実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件が同時に重なる場を避け、職場内外での感染防止行動を徹底しつつ、取り組んでいただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症への対策については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

問い合わせ 帯広労働基準監督署（安全衛生課）
☎ 0155-97-1244



新着図書案内

【おとなむけ】

幕末記	柴田哲孝
臨床の砦	夏川草介
満天の花	佐川光晴
己丑の大火	佐伯泰英
なぜ秀吉は	門井慶喜
月下のサクラ	柚月裕子
星落ちて、なお	澤田瞳子
風よ僕らの前髪を	弥生小夜子
ヒポクラテスの悔恨	中山七里
硝子戸のうちそと	半藤未利子
すてきな花言葉と花の凶鑑	川崎景介
プロが教える朗読上達トレーニング	葉月のりこ
江戸のジャーナリスト 葛飾北斎	千野 境子

【こどもむけ】

ふしぎ駄菓子屋銭天堂 15	廣 嶋 玲 子
お父さんが教える作文の書きかた	赤 木 かん子
ぼくのがっこう(絵本)	鈴 木 のりたけ
ちわんちゃんです。(絵本)	とよた かずひこ
にげてさがして(絵本)	ヨシタケ シンスケ
おめん(怪談えほん)(絵本)	夢 枕 獺
モグラのモーとグーとラーゴ(絵本)	みやにし たつや

十勝池田税務署からのお知らせ

納税窓口の受付時間短縮について

税務署窓口での納税は、午前9時から午後4時までにお手続きいただくようご協力をお願いします。

納税者の皆さまには、ご不便が生じないように、口座からの引き落としやインターネットを利用した納税など、窓口での納税以外の多様な納税手続きをご提供しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

PDFファイルによる電子納税証明書の発行について

7月から、電子納税証明書について、従来のXMLファイルに加え、PDFファイル（以下「電子納税証明書（PDF）」という）による発行ができるようになります。また、電子納税証明書（PDF）の導入に伴い、納税証明書のデザインが変わります。

パソコンからe-Tax（Web版）にログインし、「納税証明書の交付請求書（電子交付用）」から、PDFデータを選択し、画面表示に従い必要事項を入力し、送信することで電子納税証明書（PDF）の申請ができます。なお、e-Taxでの送信およびメッセージボックスの確認には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。

▶問い合わせ 十勝池田税務署総務課

☎ 015-510-1009

7月の議長との対話室

開設日 7月中の平日

時 間	午前10時～正午
	午後1時30分～午後4時

※上記以外の曜日・時間帯でも、希望があれば相談に応じます

申し込みおよび問い合わせ
議会事務局 ☎ 22-8123

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5千万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円
7月13日◎2種類同時発売!
発売期間 7/13(火)～8/13(金)
公益財団法人北海道市町村振興協会

知ってますか？ 道の「苦情審査委員」制度

- ・道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です
- ・皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、苦情審査委員に申し立てができます
- ・皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査等を行います
- ・審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます
- ・もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します

- ①苦情申し立ての窓口は、道庁の「道政相談センター」か各総合振興局（振興局）の総務課
- ②苦情申立書およびリーフレットを用意しています
- ③道のホームページからでも申立書をダウンロードできます
→トップページの「総合案内」の道政相談等の窓口（または「道政相談」で検索）
→「2 苦情審査委員の窓口」の
道政に関する苦情申立ては 北海道苦情審査委員へ
→4 苦情申立てについて（申立書はこちら）
- ④「苦情申立書」に必要な事項を記入し、苦情申し立ての窓口へ提出してください。また、郵送、ファックス、メールでも申し立てができます
- ⑤申し立ておよび問い合わせ
・北海道総合政策部知事室道政相談センター
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
☎ 011-204-5523（直通）
FAX 011-241-8181
E-mail kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
・各総合振興局（振興局）総務課

募集します

募 = 募集のお知らせです

募 職員募集

町では、次の職種で継続的に職員を募集しています。募集職種および募集人員、申込先は次の通りです。応募資格や勤務形態、応募方法等は各施設へお問い合わせください。

- ・町国保病院 ☎ 22-2025
- ・町特別養護老人ホーム ☎ 22-2794
- ・学校給食共同調理場 ☎ 22-3226

募集職種	募集人員
調理員（会計年度任用職員）	若干名

募 公営住宅の入居者

町では、下記の公営住宅の入居者を募集します。
☆各住宅、応募前に室内を見学できます。

- 事前にご連絡ください
- ☆単身入居も可能です
 - ☆応募方法や選考方法等詳しくは、建設水道課管理担当へお問い合わせください
☎ 22-8122

●受付期間 7月1日(木)～8日(木)

新町団地（平屋建て 1棟4戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
S59	23棟1号	3LDK	12,500～18,700 (24,700)	有	無

北6丁目団地（3階建て 1棟9戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H3	A棟2-1号 (2階)	2DK	18,200～27,100 (35,800)	完備	レンタル

錦町団地（2階建て 1棟6戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H10	A棟2-3号 (2階)	3LDK	22,800～34,000 (44,800)	完備	レンタル

勇足星の里団地（平屋建て 1棟2戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H11	2棟2号	2LDK	16,700～24,800 (32,700)	完備	レンタル

※北6丁目団地、錦町団地、星の里団地の給湯レンタルおよび灯油、ガスの契約は指定業者となります

山手町特定公共賃貸住宅（2階建て 1棟8戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H7	1棟2号 (1階)	1DK	33,500	完備	完備

※山手町の住宅は、40歳未満単身者向けです

7月暮らしのカレンダー

日・曜	役場・文化・スポーツ等の行事											
1 木	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館	図書館からのお知らせ ぶっくるカフェの営業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間お休みします。 ▶問い合わせ 図書館 ☎ 22-5112										
2 金	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～											
3 土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。	・宝探しに挑戦 14:00～ 栄町児童館 ・図書館休館日										
4 日	急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。	歴史民俗資料館企画展 「7月15日本別空襲を伝える ～函館に残る戦争の爪あと～」 7月1日(木)～8月31日(火) ※入館無料 ※月曜日・祝日は休館										
5 月	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	令和3年度 小・中学校用教科書展示会を開催中! と き 7月1日(木)～7月14日(水) 月曜日：午前8時30分～午後5時15分 火～日曜日：午前8時30分～午後10時 ところ 中央公民館ロビー 問い合わせ 教育委員会管理課学校教育担当 ☎ 22-2331										
6 火												
7 水	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～											
8 木	・銀河サロン 9:30～11:30 アースホール ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館	釧路弁護士会からのお知らせ 7月の無料法律相談 開設日 16日(金) <table border="1"> <tr> <td>時間</td> <td>午後1時30分～午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>ところ</td> <td>アースホール2階会議室</td> </tr> <tr> <td>予約</td> <td>前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません</td> </tr> <tr> <td>予約先</td> <td>釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877</td> </tr> <tr> <td>【予約時間】</td> <td>平日の午前9時から午後5時まで</td> </tr> </table> 問い合わせ ・釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877 ・企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121	時間	午後1時30分～午後4時30分	ところ	アースホール2階会議室	予約	前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません	予約先	釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877	【予約時間】	平日の午前9時から午後5時まで
時間	午後1時30分～午後4時30分											
ところ	アースホール2階会議室											
予約	前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません											
予約先	釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877											
【予約時間】	平日の午前9時から午後5時まで											
9 金	・行政相談 10:00～12:00 中央公民館第1和室 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～											
10 土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。	7月の無料法律相談 開設日 16日(金) <table border="1"> <tr> <td>時間</td> <td>午後1時30分～午後4時30分</td> </tr> <tr> <td>ところ</td> <td>アースホール2階会議室</td> </tr> <tr> <td>予約</td> <td>前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません</td> </tr> <tr> <td>予約先</td> <td>釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877</td> </tr> <tr> <td>【予約時間】</td> <td>平日の午前9時から午後5時まで</td> </tr> </table> 問い合わせ ・釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877 ・企画振興課広報電算担当 ☎ 22-8121	時間	午後1時30分～午後4時30分	ところ	アースホール2階会議室	予約	前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません	予約先	釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877	【予約時間】	平日の午前9時から午後5時まで
時間	午後1時30分～午後4時30分											
ところ	アースホール2階会議室											
予約	前日までに電話による予約が必要です ※当日の受け付けはいたしません											
予約先	釧路弁護士会帯広会館 ☎ 0155-66-4877											
【予約時間】	平日の午前9時から午後5時まで											
11 日	急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。	・縄跳び大会 14:00～ 栄町児童館 ・図書館休館日										
12 月	・保育所開放日 9:00～11:00 勇足へき地保育所 ・おでかけ支援センター 9:00～11:00 勇足へき地保育所 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	町税納期のお知らせ 7月26日(月)まで 固定資産税 2期 国民健康保険税 1期 介護保険料 1期 後期高齢者医療保険料 1期 ～納付は口座振替のご利用を!～										
13 火	・高齢者生きがいクラブ民謡 10:00～ 中央公民館											
14 水	・運転免許更新時講習〔一般〕10:00～〔優良〕11:30～ 中央公民館 ※事前に本別警察署窓口で更新の手続きをお願いします ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～											
15 木	・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館											

教育相談フリーダイヤル

☎0120-627867

町教育委員会では、教育相談員を配置し心の悩みなどの相談に24時間対応しています